

適正取引の推進に向けた自主行動計画

2024年11月22日 改訂

一般社団法人日本鉄道車輛工業会

鉄道車両製造業は、総務省の定める統計基準の日本標準産業分類では「輸送用機械器具製造業」として分類され、主として鉄道事業の用に供する機関車、電車、気動車、客貨車などの製造、修理又は改造を行う事業所及びブレーキ装置、ジャンパ連結器、戸閉装置など鉄道車両用の部分品を製造する事業所と定義されている。

個別受注生産が一般的な加工組立型の産業であり、多種多様な部材又は鉄道車両用機器等をサプライヤーから調達し、鉄道の製造プロセスにおける溶接、塗装又はぎ装等の各種作業は、元請の鉄道車両製造事業者を中心に、下請関係にある多くの協力会社との分業によって行われている。

適正な取引を通じて取引先と共存共栄の関係を築き、サプライチェーン全体での付加価値向上につなげていくことは、鉄道車両産業の持続的な成長を実現するうえで極めて重要である。更に、需要者（顧客）である鉄道事業者、整備・修理事業者等も含めたサプライチェーン全体での価格転嫁が実現するよう、親事業者及び下請事業者の取組が望まれる。

こうした認識の下、会員各社は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）、下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準（以下「運用基準」という。）及び下請中小企業振興法（以下「下請振興法」という。）第 3 条第 1 項の規定に基づく振興基準等に基づき、取引の適正化に努めてきたところである。

政府においては、原材料価格の上昇への対応や中小企業の賃上げ原資の確保を目的として、2021 年 12 月に「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」を取りまとめ、政府を挙げて、価格転嫁対策を進めているところである。

これを受けて、国土交通省は、鉄道車両産業分野における更なる公正な取引環境を実現するため、2023年 12月に「鉄道車両産業取引適正化ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定するとともに、日本鉄道車輛工業会に対して、下請取引の適正化に向けた自主行動計画を策定するよう要請を行った。

日本鉄道車輛工業会は、ガイドラインの策定において、国土交通省に全面的な協力を行うとともに、自主行動計画の策定に向けた検討を進め、ここに「適正取引の推進に向けた自主行動計画」（以下「鉄車工自主行動計画」という。）の取りまとめを行った。

日本鉄道車輛工業会及び会員各社は、ガイドライン及び下請法等の着実な履行を通じた取引適正化の取組を進めるために、本計画に基づき以下の行動を行うこととする。

【用語の定義・対象の範囲等】

鉄車工自主行動計画に用いる用語は、独占禁止法、下請法、下請振興法、鉄道事業法及びガイドラインの定めるところによる。

本計画の対象となる産業の範囲は、ガイドライン1.「ガイドラインの対象となる産業の範囲」、9.「鉄道事業者と鉄道車両製造事業者等との取引」に定めるところによる。

1. ガイドラインの遵守

日本鉄道車輛工業会は、会員各社が、下請法の適用対象となる取引を行う場合には、ガイドラインに基づき、以下の点に留意しながら適正な取引を実現するよう促すこととする。

なお、会員各社は、下請法の適用対象とならない取引を行う場合であっても、取引上優越した地位にある事業者が、取引の相手方に対し、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることは、独占禁止法上の問題となる可能性があることに留意するものとする。

(1) 対価の決定の方法の改善

親事業者は、下請事業者との間の取引対価の決定に当たっては、合理的な算定方式に基づき、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における賃金の引上げ、労働時間の短縮等の労働条件の改善が可能となるよう、下請事業者と十分に協議して決定すること。

親事業者は、発注の都度、協議を行うものとするほか、継続的な発注について下請事業者からの申出があったときは、定期的な協議に応じるものとする。さらに、労務費、原材料費、エネルギー価格等のコストが上昇した場合又は発注内容を変更した場合であって、下請事業者からの申出があったときは、定期的な協議以外の時期であっても、遅滞なく協議に応じること。

労務費、原材料費、エネルギー価格等のコストが増加した場合には、親事業者は、できる限り、期中の価格変更を柔軟に行うこと。特に原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指すこと。また、親事業者は、客観的な経済合理性又は十分な協議手続を欠く原価低減要請を行わないこと。なお、物流費について、荷主の立場で、荷主及び物流事業者双方にとって適正な運賃水準となるよう配慮すること。

親事業者は、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和5年11月29日 内閣官房新しい資本主義実現本部事務局・公正取引委員会。以下「労務費の指針」という。）に掲げられている、「事業者が採るべき行動／求められる行動」を適切にとった上で、取引対価を決定する。その際、「労務費の指針」別添「価格交渉の申込み様式」の活用も併せ、労務費の上昇分を適切に転嫁できるよう協議する。特に、最低賃金（家内労働法（昭和45年法律第60号）に規定する最低工賃を含む。）の引上げ、人手不足への対処等、外的要因により下請事業者の労務費の上昇があった場合には、その影響を十分に踏まえる。

親事業者は、取引先からの要請の有無にかかわらず、発注者から積極的に価格転嫁に向けた協議の場を設けていくことが望ましいことを十分に認識する。

親事業者は、以下のような方法で取引対価を決定することは、下請法上の買いたたき又は独占禁止法上の優越的地位の濫用に該当するおそれがあることに留意すること。

- ① 労務費、原材料費、エネルギー価格等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。
- ② 労務費、原材料費、エネルギー価格等のコストが上昇したため、下請事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面等で下請事業者に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。

（２） 発注の安定化、リードタイムの確保

親事業者は、下請事業者に発注するときは、下請事業者の生産に必要なリードタイム、原材料の最小購入単位等を十分に考慮して発注すること。

親事業者は、発注後における発注内容の変更、追加発注、支給材の支給の遅延等により、あらかじめ定めた納期が下請事業者にとって無理なものとなった場合には、下請事業者の不利益にならないよう、その納期を変更する等の措置を講ずること。

（３） 型取引（コスト負担）の適正化

親事業者は、型に関する取引条件をできる限り具体的に定め、その内容

を書面等により明示し、取引条件の明確化を図ること。

親事業者は、型の廃棄、返却及び保管に関する手続きについて、下請事業者と連絡又は協議を行うこと。

(4) 下請代金の支払方法の改善

親事業者は、発注に係る物品等の受領後、下請代金をできる限り速やかに支払うこと。

親事業者は、下請代金の支払いについて、できる限り現金によること。

親事業者は、手形等により下請代金を支払う場合には、当該手形等の現金化に係る割引料等のコストについて、当然に下請事業者の負担とすることのないよう、当該コストを勘案した下請代金の額を、双方で十分に協議して決定すること。

親事業者は、約束手形の利用廃止等に向け、次の取組を進めること。

① 約束手形、一括決済方式及び電子記録債権のサイト（約束手形の交付日から満期までの期間又はこれに相当する期間をいう。）については、60日以内とするよう徹底すること。

② 約束手形は、できる限り利用しないよう努めること。また、約束手形の利用を廃止するに当たっては、できる限り現金による支払いに切り替えるよう努めること。

なお、親事業者は、2026年の約束手形の利用の廃止に向けた方針が政府により示されていることに留意しつつ、①及び②の取組を進めること。

(5) 納品の検査の方法の改善

親事業者は、下請事業者が発注をしようとする場合には、納品の検査の実施方法、実施時期、当該発注に係る物品等の適正な検査基準、検査の結果不合格となった物品等の取扱い及び納品の過不足の場合の処理の方法を、あらかじめ下請事業者と協議して定めること。

(6) 働き方改革の推進を阻害する取引慣行の改善

親事業者は、自らの取引に起因して、下請事業者が労使協定の限度を超える時間外労働、休日労働等による長時間労働及びこれらに伴う割増賃金の未払い等、労働基準関連法令に違反することのないよう十分に配慮して、取引

を行うこと。

親事業者は、やむを得ず、短納期又は追加の発注、急な仕様変更等を行う場合には、下請事業者が支払うこととなる残業代等の増加コストに見合った契約の見直しを行うこと。

親事業者は、下請事業者の人員、業務量の状況をできる限り把握することに努め、下請事業者の働き方改革を阻害し、又は不利益となるような取引若しくは要請を行わないこと。

(7) 知的財産の保護及び取引の適正化

親事業者は、契約上知り得た知的財産権等の取扱いに関して、下請事業者に損失を与えることのないよう十分な配慮を行うこと。

親事業者は、下請事業者への試作品の製造や技術指導等を意に沿わない形での強制を行わないこと。

2. 人材育成への取組に対する支援

日本鉄道車輛工業会は、会員各社に対し、下請法等に関する講習会又はシンポジウム等に関する情報提供を行うとともに、会員各社が講習会等を実施する場合に、必要に応じて所要の支援を行う。

3. 自主行動計画のフォローアップ

日本鉄道車輛工業会は、会員各社の取引の適正化を図るため、本計画に基づく取組結果を継続的にフォローアップするとともに、当該フォローアップの結果を踏まえ、必要に応じて本計画の改定を行う。

4. パートナーシップ構築宣言

会員各社は、政府において創設された「パートナーシップ構築宣言」の仕組みへの積極的な賛同と実施を通じて、パートナーとの良好な関係の構築を推進する。

附則

1. 本計画は、2024年3月22日より実施する。
2. 本改訂版は、2024年11月22日より実施する。

以上